

**長崎県における
部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針
及び
学校部活動の在り方**

～子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

令和8年3月25日

 **長崎県教育委員会**

目 次

■はじめに(本方針の趣旨等)	
1 趣旨	1
2 対象	2
< 1 部活動改革の基本的な考え方・方向性等 >	
1 改革の理念	2
2 取組の類型・名称(地域展開・地域連携)	3
3 改革の方向性	3
(1) 基本の方針	3
(2) 改革期間及び取組方針(休日・平日)	4
(3) 推進計画(休日・平日)	4
(4) 留意事項	5
< 2 地域クラブ活動の在り方及び認定制度 >	
1 地域クラブの在り方	6
2 地域クラブ活動に関する認定制度	6
(1) 趣旨	6
(2) 想定される認定の効果	6
(3) 認定制度の概要(認定要件・認定手続き等)	6
(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い	7
< 3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応 >	
1 役割分担及び推進体制整備等の取組	8
2 各種課題への対応	9
(1) 運営団体・実施主体の整備等	10
(2) 指導者の確保・育成	11
(3) 活動場所の確保	12
(4) 活動場所への移動手段の確保	12
(5) 生徒の安全・安心の確保	13
(6) 障害のある生徒の活動機会の確保	14
3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等	15
< 4 学校部活動の在り方 >	
1 適切な運営のための体制整備	16
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	16
(2) 指導・運営に係る体制の構築	16
2 適切な指導及び安全・安心の確保	18
(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	18
(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	19
(3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用	20
3 適切な活動時間・休養日の設定	21
【中学校】	
(1) 休養日	21
(2) 活動時間	22
(3) 支援・指導、実施の徹底等	22
【高等学校】	
(1) 休養日	23
(2) 活動時間	23
(3) 支援・指導、実施の徹底等	24
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	24
< 5 大会・コンクールの在り方 >	
1 生徒の大会等の参加機会の確保	26
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	26
3 生徒の大会等の安全確保	27
4 県大会をはじめとする大会等の在り方	27
< 6 関連する制度の在り方 >	
1 教師等の兼職兼業	29
2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等	30
3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ等の取扱い	30

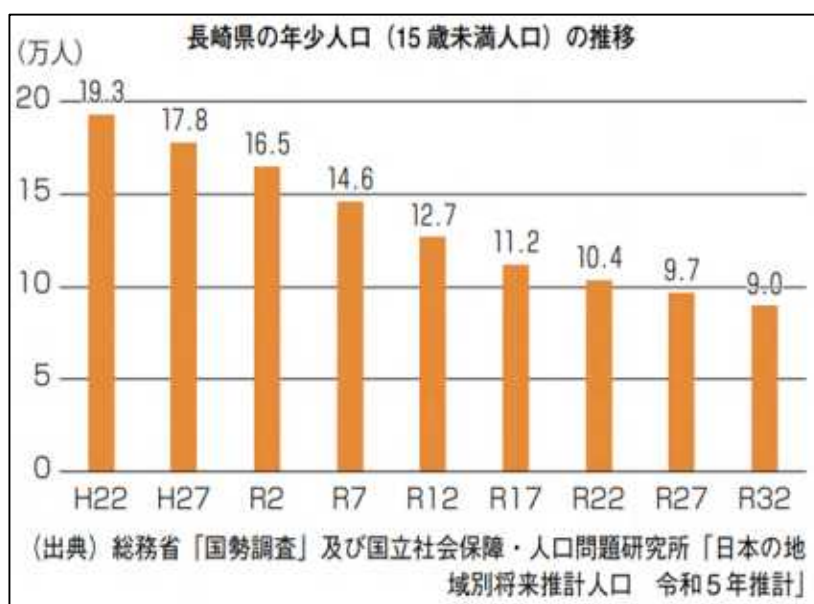
■はじめに（本方針の趣旨等）

1 趣旨

本県においては、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、県内における学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むべく、令和5年3月に「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」及び「長崎県高等学校及び特別支援学校高等部における部活動の在り方等に関する方針」を策定し、令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」と位置付けて、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するための改革を推進してきた。

この間、県内では、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、すべての市町で地域移行を進めるための協議会等が組織され、策定された方針等に基づき、計画的に部活動の地域移行が進められ、学校、関係団体等の連携・協働・創意工夫により、着実に子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の環境整備の取組が進められている。一方、地域の実情によっては、移動手段や指導者等の確保、費用負担や認定制度の在り方等、解決すべき多様な課題が山積しており、検討等に時間を要し、思うように改革が進められていない現状もある。

そうした中、中学生世代の人口は更なる減少が続いており、学校部活動をめぐる状況は厳しくなっている。今後、中長期的に少子化が続いていく見込みであり、課題の早期解決を図りながら、このタイミングで改革を加速させなければ、将来的に子どもたちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念される。



国においては、令和7年5月に出された「地域・スポーツ文化芸術活動と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、同年12月に、文部科学省から「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国の総合的なガイドライン」という。）が策定され、令和8年度から令和13年度までの6年間で新たに「改革実行期間」と位置づけ、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することが示された。

これを受けて急激な少子化が進む本県においても、「改革実行期間（前期）」における県としての基本的な考え方や取組方針等について、国の総合的なガイドラインに基づき、「長崎県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針及び学校部活動の在り方」を策定することとした。

なお、本方針は、令和8年度から令和10年度までの改革実行期間（前期）の3年間の取組を対象とする。ただし、国の総合的なガイドラインの見直しや本県における進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行う場合もある。

2 対象

本方針は、公立の中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。（以下「中学校」という。））の生徒の活動を主な対象とする。ただし、「4 学校部活動の在り方」については、高等学校（公立高等学校、特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）の学校部活動も対象とする。

1 部活動改革の基本的な考え方・方向性等

1 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠。
- これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要。
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。

- ・部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要である。
- ・部活動改革を機に、中学校の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待される。
- ・部活動の地域への展開等を通じて、子どもや大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待される。

2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、次のとおりである。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」ということとする。

「地域展開」	<p>生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること</p> <p>※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える</p> <p>②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更</p> <p>※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があるため、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要</p>
「地域連携」	<p>学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること</p>

3 改革の方向性

(1) 基本的方針

- 中学校の設置者が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進める。
- 県は、国の動向を踏まえながら、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市町に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な支援を行う。

(2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）

①改革期間

- 令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）。ただし、本方針は、令和8年度から令和10年度までの改革実行期間（前期）の3年間の取組を対象とする。
- 前期の終了時に実施される国の「中間評価」を踏まえ、後期において更なる改革を推進する。

②取組方針

【休日】

- 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

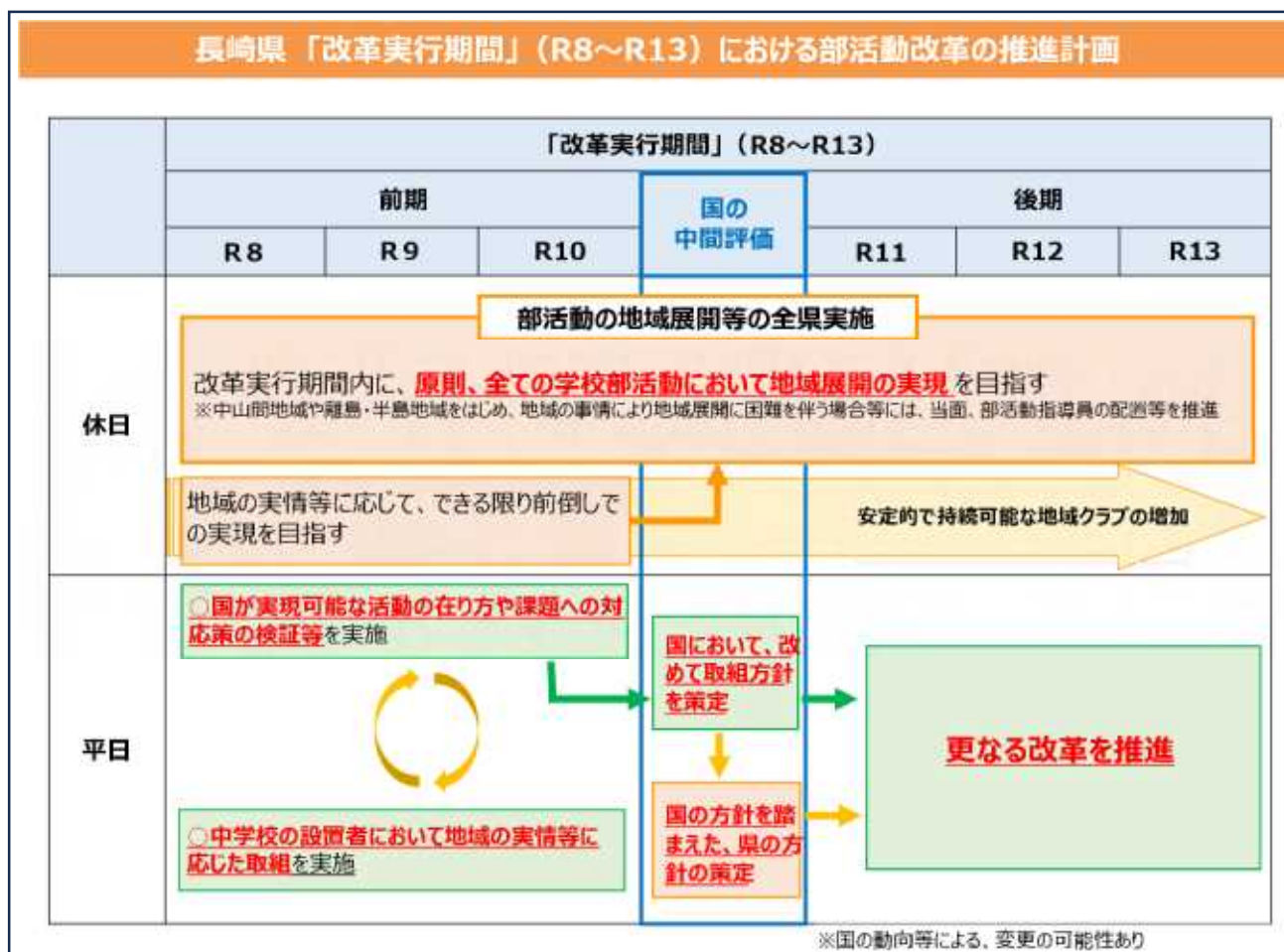
※地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指す。

※中山間地域や離島・半島地域をはじめ、地域の事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進する。

【平日】

- 地域の実情等に応じた取組を推進する。

(3) 推進計画（休日・平日）



(4) 留意事項

- 地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要。
- 地理的要因や指導者不足、財政事情等に関わらず、安定的・継続的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用、支え合いによる公的支援が必要。また、持続可能な運営の観点から、民間企業等との連携や寄附等の活用などを有効に組み合わせていくことも重要。
- 受益者負担の水準については、市町間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において示される金額の目安等を参考にすること。その際、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要。
- 部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組を進めることが重要。

- ・取組を進めるに当たっては、改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが重要であり、その実現のための具体的手法については、地域ごとの実情等に応じた多様な形態が想定される。
- ・改革方針の決定・改訂等を行った場合には、その理由や、改革の全体像、段階的に改革を進める場合のロードマップ等を含め、学校や地域クラブ等と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要である。
- ・学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているとともに、地域展開に至る前段階の取組として実施している場合もあることから、改革実行期間においても、国の動向を踏まえ、支援を行っていく。
- ・経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要であることから、市町が定める各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域や、県またぎや市町またぎの生徒の活動機会の確保を踏まえ、複数の県・市町による広域連携の取組が必要な場合には、市町間等の協議の場が想定される。

2 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブの在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要。

- ・地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。
- ・学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度の趣旨や概要等は、下記のとおりである。

※詳細については、国の総合的なガイドライン（別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」）を参照。

(1) 趣旨

- 部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国の総合的なガイドライン（別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」）により示されている認定要件及び認定手続等に基づき、本方針を参考に、市町において認定を行う仕組みを構築する。
- 認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。
※認定要件に沿って、市町が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす。

(2) 想定される認定の効果

- ①生徒・保護者等に対する市町による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援
（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加（交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等）

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）

【認定要件】

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。原則、家庭の日（毎月第3日曜日）は活動を実施しない日と位置付けること。
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定すること。（原則、令和8年度末まで）

※市町が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、いわゆる県またぎや市町またぎの生徒が在籍する地域クラブ活動も認定するなど、活動機会が十分に確保されるよう留意すること。

※本方針で示す、部活動改革の理念や基本的な考え方を踏まえ、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動の場合等、複数の県・市町による広域連携の取組が必要な場合には、市町間等の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。

【認定手続等】

- 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町に提出。市町は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。
- 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町において設定。
- 市町は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

（4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

- 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施すること。
- 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 役割分担及び推進体制整備等の取組

将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動の「楽しさ」や「喜び」を味わうことができるよう、県・市町・地域クラブ活動の運営主体・実施主体の役割分担、推進体制整備等の取組などを示し、地域展開を円滑に進める。

※詳細については、国の総合的なガイドラインを参照。

<p style="text-align: center;">県</p>	<p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広域自治体としてリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、市町に対するきめ細かな支援。 ② 一つの市町では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な支援。 <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中学校における県全体の部活動改革の方針を示す。 ② 推進体制を整備する。 ③ 県教育委員会や知事部局、スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等からなる推進委員会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整を行い、県全体における推進方法等を検討する。 ④ 地域展開等に係る市町担当者会議を定期的で開催し、国の動向や県全体の進捗状況等の共有、市町の課題解決に向けた検討等を行う。 ⑤ 市町が設置する協議会や保護者等への説明会等に対して、県のコーディネーター等を派遣するなど、必要な支援を行う。 ⑥ 子どもたちが、将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、国に財政的支援を要望する。 ⑦ 県全体に関わる広域的な課題の解決に向け、市町間の協議の場を設けるなど、調整を図るとともに、必要に応じて助言を行う。 ⑧ 関係団体等・大学・民間企業等との連携を図り、県全体の地域展開を進める。 等
<p style="text-align: center;">市町</p>	<p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。 ② 特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧実施。 <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域展開等に関わる方針や推進計画等の見直し ② 地域の実情等に応じた、地域展開等に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置 ③ 推進体制の整備等に向けた、国や県の事業活用等 ④ 生徒・保護者等のニーズ及び学校部活動の現状・課題等の把握 ⑤ 生徒・保護者・地域等への地域展開等の方針や取組内容、スケ

	<p>ジュール等の周知・広報</p> <p>⑥ 地域クラブ活動に関する認定制度の整備・運用</p> <p>⑦ 地域クラブ活動への参画促進等を目的とした、児童・生徒・保護者対象の説明会等の実施</p> <p>⑧ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と、生徒が在籍する中学校との適切な連携体制の構築</p> <p>⑨ 幅広い関係団体等・大学・民間企業との協力体制の構築 等</p>
地域クラブ活動の運営団体・実施主体	<p>【役割】</p> <p>① 「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。</p> <p>② 「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。</p> <p>※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要。</p> <p>【取組例】</p> <p>① 持続的・安定的な活動に向けた、組織体制・運営基盤の整備</p> <p>② 市町の認定制度に基づく活動の実施体制の整備 等</p>

2 各種課題への対応

地域展開等の取組における各種課題への対応について、県・市町・地域クラブ活動の運営主体・実施主体の具体的な取組などを示す。

※詳細については、国の総合的なガイドラインを参照。

課題項目
(1) 運営団体・実施主体の整備等
(2) 指導者の確保・育成
(3) 活動場所の確保
(4) 活動場所への移動手段の確保
(5) 生徒の安全・安心の確保
(6) 障害のある生徒の活動機会の確保

(1) 運営団体・実施主体の整備等

※国において作成予定の地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブックも参照。

	取組・取組例
県	<p>【取組】</p> <p>① 持続的・安定的な地域クラブ活動の体制整備に向けた市町からの相談に対し、助言等を行う。</p> <p>② 地域クラブ活動の運営を担う人材の資質向上を図るための、会計・税務処理、個人情報の取扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修会を開催する。</p> <p>③ 子どもたちが、将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、国に財政的支援を要望する。等</p>
市町	<p>【取組例】</p> <p>① 協議会等における、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備状況の共有</p> <p>② 地域クラブ活動の運営状況等の把握</p> <p>③ 地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制の整備</p> <p>④ 市町内の中学校の生徒数、生徒のニーズ、活動施設の状況等の地域の実情を踏まえた推進計画等の策定</p> <p>⑤ 「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営の周知・徹底 等</p>
地域クラブ活動の 運営団体・実施主体	<p>【取組例】</p> <p>① 組織体制・財政基盤の構築・強化</p> <p>② 地域クラブの運営を担う人材の確保・育成</p> <p>③ 公益財団法人日本スポーツ協会における総合型スポーツクラブ登録制度及び認証制度の活用</p> <p>④ 国が示す目安を踏まえた活動の維持・運営に必要な適切な額の参加費等の設定</p> <p>⑤ ICTの活用による各種運営業務の一元的な管理の検討 等</p>

(2) 指導者の確保・育成

	取組・取組例
<p style="text-align: center;">県</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指導者エントリーシステム（スポーツ活動）・文化庁活動指導者人材リスト（文化芸術活動）による指導人材の確保に向けた登録者数の増加及び市町におけるマッチング支援の取組を行う。 ② 指導者の確保に向け、民間企業等に対する短時間勤務制度や副業制度などの柔軟な勤務制度の導入依頼等を検討する。 ③ 県内の大学生や卒業を控えた高校生に対し、指導者等としての地域クラブ活動への参加について、周知・説明を行う。 ④ 指導者に求められる資質能力の向上に資する研修会を実施する。 ⑤ 指導を希望する教師等の兼職兼業の促進に向けた制度の周知を図る。 等
<p style="text-align: center;">市町</p>	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人材バンク等の設置等を通じた地域の多様な人材の発掘 ② 認定地域クラブ活動指導者の登録制度に関わる要件や手続き等の策定・運用 ③ 指導者に求められる資質能力の向上に資する研修会の実施 ④ 公認スポーツ資格等の取得促進等 ⑤ 指導を希望する教師等の兼職兼業の促進に向けた制度の周知 ⑥ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校との、活動方針等の共有や平日と休日の指導者同士の定期的な情報共有などの体制構築 等
<p style="text-align: center;">地域クラブ活動の 運営団体・実施主体</p>	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指導補助や見守りなど、活動をサポートする人材を募集し、幅広い人材に協力が得られる仕組みの整備 ② 公認スポーツ指導者資格等の取得促進等 ③ 経験豊富な指導者とペアで行う OJT の推進 ④ 地域クラブ活動を支える多様な指導人材が学び続けることのできる仕組みづくりや資格取得を目指せる環境整備 ⑤ 障害の有無等を含めた参加者の特徴を踏まえた多様な指導方法を習得できる環境整備 ⑥ 生徒が安全・安心に活動できるよう、平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の活動方針等の共有や指導者同士の情報共有ができるような体制の構築 等

(3) 活動場所の確保

	取組・取組例
県	<p>【取組】</p> <p>○ 地域クラブ活動の活動場所として、県立の学校施設、スポーツ施設、社会教育施設等について、利用しやすい環境づくりを行う。 等</p>
市町	<p>【取組例】</p> <p>① 地域クラブ活動の活動場所として、市町立の中学校をはじめ、小学校やスポーツ施設、社会教育施設等について、低廉な使用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境の整備</p> <p>② 認定地域クラブ活動に対する学校施設等の優先利用・使用料減免等の仕組み構築</p> <p>③ 学校体育施設等の夜間照明の整備・活用</p> <p>④ 地域クラブ活動に係る用具等の保管スペースの確保</p> <p>⑤ 学校施設や学校備品等の活用に関する規定の整備</p> <p>⑥ ICTの活用による予約システムの構築や、学校施設の管理における指定管理者制度や業務委託の活用など、活動場所の管理運営の効率化に向けた体制構築</p> <p>⑦ 地域住民との共同利用や公共施設の有効活用を実現するための学校施設の複合化 等</p>
地域クラブ活動の 運営団体・実施主体	<p>【取組例】</p> <p>○ 地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校、大学、廃校施設の活用や、公共のスポーツ施設、社会教育施設や民間企業、大学等が保有する施設等の活用等</p>

(4) 活動場所への移動手段の確保

	取組・取組例
県	<p>【取組】</p> <p>○ 公共交通機関等を担当する地域振興部や介護・福祉・医療分野を担当する福祉保健部等と連携し、市町における活動場所への移動手段の確保に向けた取組等への助言等の支援を行う。 等</p>
市町	<p>【取組例】</p> <p>① 教育委員会と交通部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等の連携体制の構築</p> <p>② 地域における、介護・福祉分野や医療分野の移動手段の維持・課題の解決等に向けた連携した取組</p> <p>③ 介護施設や病院、商業施設等への送迎への混乗などの仕組み</p>

	み構築 ④ 公共交通機関等との連携体制の構築 ⑤ スクールバスなど既存の送迎車両の有効活用 ⑥ 送迎事業の委託 ⑦ 休眠預金の活用による各種整備 等
地域クラブ活動の 運営団体・実施主体	【取組例】 ① 市町と連携した活動場所への移動手段の確保の取組 ② スポーツ団体等のマイクロバスの活用などの既存の送迎車両の有効活用 等

(5) 生徒の安全・安心の確保

※詳細については、国の総合的なガイドライン（別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」、別冊資料②部活動の地域展開等に関する参考資料）を参照。

	取組・取組例
県	【取組】 ① 認定制度及び指導者の登録制度の適切な運用等に向け、必要な指導助言を行う。 ② 指導者に求められる資質能力の向上に資する研修会を実施する。 ③ 国が作成する指導の手引き等を周知する。 ④ 公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用を促進する。 等
市町	【取組例】 ① 地域クラブ活動に関する認定制度及び認定地域クラブ活動指導者登録制度の効果的な運用体制の構築と普及促進 ② 関係者の共通理解を目的とした、指導者・保護者・生徒等への研修会の実施や普及啓発の取組の推進 ③ 指導者研修会等の市町間連携による共同開催や受講認定の体制構築 ④ 事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為等に対し、相談を受け付け、対応する仕組みの構築 ⑤ 事故等が発生した場合の責任の所在等の明確化 ⑥ 事案発生時における、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と保護者や生徒が在籍する中学校との適切な連携体制構築 等
地域クラブ活動の 運営団体・実施主体	【取組例】 ① 地域クラブ活動に関する認定制度及び認定地域クラブ活動指導者登録制度を適切に運用する仕組みづくり ② 事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止に向けた、指導者・保護者・生徒等への研修の実施 ③ 過度な練習等の防止や適切な活動環境の整備

	<ul style="list-style-type: none"> ④ 国が作成する指導の手引き等の活用 ⑤ 事故発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルの作成、職員・指導者・保護者・生徒への周知徹底 ⑥ 地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険への加入 ⑦ 生徒及び指導者の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入 ⑧ 地域クラブ活動内における事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等の徹底に向け、指導者による日頃からの生徒への目配りや、複数の指導人材等が関わるなどの開かれた活動環境の整備 ⑨ 事案発生時の、生徒のケア体制の整備と、保護者や生徒が在籍する中学校との連携体制の整備 等
--	---

(6) 障害のある生徒の活動機会の確保

	取組・取組例
県	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係部局や団体、学校等の多様な関係者との横断的連携を図り、障害の有無にかかわらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進める。 ② スポーツ庁が作成した「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」等の活用を促進する。 等
市町	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害の有無にかかわらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めるための、多様な地域関係者からなる協力体制の構築 ② 公認パラスポーツ指導者資格等の取得促進 ③ 地域クラブ活動の運営主体・実施主体が、障害の状態や特性等への理解ができるよう、生徒が在籍する学校との協力・連携体制の構築 等
地域クラブ活動の 運営団体・実施主体	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 合理的配慮を踏まえ、参加者の特性等に応じた安全・安心な活動ができる環境・体制の整備 ② 多様な地域関係者等との連携や、スポーツ庁が作成した障害のある人へのスポーツ指導等の際に参考となるハンドブックの活用、公認パラスポーツ指導者資格等の取得など、指導者の資質能力の向上 ③ 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供 ④ 市町や生徒が在籍する学校との連携・協力体制の構築 等

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うに当たって、県・市町・地域クラブ活動の運営主体・実施主体の具体的な取組及び取組例を示す。

※詳細については、国の総合的なガイドラインを参照。

	取組・取組例
県	<p>【取組】</p> <p>○ 各市町が実施する、児童・生徒・保護者等へのアンケート調査結果等を集約し、県全体として不足している活動等の取組の推進を行う。 等</p>
市町	<p>【取組例】</p> <p>① 児童・生徒・保護者等へのアンケート調査の実施及びその結果に基づく地域展開等の取組の推進</p> <p>② 地域クラブ活動の運営団体・実施主体との連携による、体験会や中学校等の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの実施</p> <p>③ 地域クラブ活動に関する一元的な情報提供の仕組み構築</p> <p>④ 定期的な説明会・シンポジウム等の開催 等</p>
地域クラブ活動の 運営団体・実施主体	<p>【取組例】</p> <p>① 児童・生徒・保護者等へのアンケート調査の実施及びその結果に基づく活動の構築・改善</p> <p>② 市町との連携による、体験会や中学校等の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの実施</p> <p>③ 生徒同士が活動目標・活動計画・役割分担等を話し合う場の設定</p> <p>④ 生徒が新入生や小学生向けの体験イベントや説明会等の運営に参画する仕組みの構築 等</p>

4 学校部活動の在り方

公立の中学校については休日を中心に地域展開を進めているところであるが、本章では地域展開が進むまでの間における休日の部活動や、地域の実情等に応じて対応が異なる平日の部活動等の在り方を示すほか、高等学校も含めた部活動の在り方を示す。高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 市町教育委員会は、「国の総合的なガイドライン」の「Ⅳ 学校部活動の在り方」に則り、本方針の「4 学校部活動の在り方」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、市町立学校にあっては「設置する学校に係る部活動の方針」、県立学校にあっては本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

ウ 部活動顧問は、前記イの活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、前記イ・ウの活動方針等を学校のホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ 県教育委員会及び市町教育委員会は、前記イ・ウに関し、各学校において部活動の活動方針、活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくこと

を基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

その際、部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、部活動顧問が適切な部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮する。

エ 県教育委員会及び市町教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 校長は、部活動指導員が確保できない場合には、外部指導者を配置するなど指導体制の充実を図る。その際、校長の責任の下に確実に委嘱を行い、「学校の部活動に係る活動方針等」に基づいて指導が行われるよう周知し連携を図る。また、事故や怪我等の発生時の対応や外部指導者の保険への加入など適切な指導体制を図る。なお、部活動における外部指導者の大会引率等については、今後、大会参加規程の見直しなどを踏まえて、別途、県教育委員会及び市町教育委員会が定めることとする。

キ 県教育委員会及び市町教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事

故発生時の対応を適切に行うこと、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。なお、研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、過度な負担とならないように留意する。

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

ア 部活動の実施に当たっては、以下の留意事項等に基づき、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。

【留意事項等】

- ① 顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針を設定する必要がある。その際、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基盤を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに留意すること。また、そうした点について、生徒や保護者にも丁寧に説明し、理解を得ること。
- ② 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者（部活動顧問・部活動指導員・外部指導者を含む。以下同じ）・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織づくりに努めること。
- ③ 今後、国において作成される指導の手引き等（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に沿った指導を行うこと）に則り、県教育委員会が平成26年1月に作成した「運動部活動の指導の手引き」及び中央競技団体が作成・公開している「指導の手引き」等を活用し、適切な指導を行うこと。
- ④ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割がある。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。その際、近年のスマートフォン・SNS等の普及に伴うトラブルや犯罪への関与を防止する点にも留意すること。

イ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応する。

ウ 県教育委員会及び市町教育委員会は、事実確認等に当たっては、学校等の協力を得ながら、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施する。

エ 部活動における部費等の徴収金については、使用目的を明確にし、保護者等に収支決算報告を行うなど、適正な会計処理を徹底すること。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

ア 校長、指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）等の取組を徹底する。

イ 校長、指導者は、県教育委員会が作成した「運動部活動時における熱中症対策ガイドライン」（令和4年7月25日付け4教体第201号）に則った熱中症対策に努める。特に気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、環境省熱中症予防情報サイトの熱中症警戒アラートメール配信サービスの登録により、リアルタイムに熱中症警戒アラートの情報を入手できるようにし、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど、万全の対策を行う。

ウ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会及び文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等が予定されている場合については、大会等や地域の行事、催し等の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。また、主催する広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、関係団体と連携し、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、マスクの着脱、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

エ 運動部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、生徒の発達段階や競技特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

オ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

カ 指導者は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

キ 指導者は、怪我や事故の発生を防ぐため、部活動前後の健康状態の確認を行うとともに、準備運動を入念に行うこと。

怪我や事故等の発生時には、学校で定める「安全管理マニュアル」等に基づき、迅速かつ適切に対応すること。

ク 指導者は、部活動において使用する用具等は、日常点検を行うなど、安全確保に努め、破損や老朽化等により安全に使用できない恐れがある用具は使用しないこと。また、用具の正しい使用方法を徹底すること。

大型器具・用具等の運搬時には、事前に作業手順を確認するなどの事故防止に努め、使用しないときには固定するなど、安全管理を徹底すること。

(3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用

ア 県教育委員会は、中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メ

ニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項)について、競技団体・スポーツ団体等と連携し、学校における普及と活用を促進する。

3 適切な活動時間・休養日の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究^①も踏まえ、また、文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

なお、中学校においては、平日を含めて地域展開を目指すことが前提となることから、学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との連携を図ること。

【中学校】

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。その場合、原則として、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上とする。家庭の日(毎月第3日曜日)は、部活動を実施しない日(ノー部活動デー^②)と位置付けること。その際、土曜日及び日曜日や家庭の日に大会参加等で活動した場合は、翌日曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養を設定すること。

イ 平日を含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設けること。ただし、平日の部活動と休日の地域クラブ活動の連携による活動時間や休養日設定

① 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

② ノー部活動デーとは、学校で「全ての部活動が一斉に活動しない日」、休養日とは、各部が「活動をしない日」として設定した日をいう。

等の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得ることから、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教師に過度な負担をかけずに活動できる場合には、週当たり2日以上 of 休養日を設けたうえで、平日の活動を3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能とすること。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること。

(2) 活動時間

ア 1日の活動時間を、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

イ 学校や地域、部活動の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないよう見通しを持って活動計画を立て、生徒が休養を十分にとることができるようにすること。

ウ 生徒が、部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とするよう配慮すること。

(3) 支援・指導、実施の徹底等

ア 市町教育委員会は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、「国の総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市町教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、生徒の部活動に対する意欲の向上にも配慮し、学校や地域の実情を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

【高等学校】

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり1日以上休養日を設けること。その場合、原則として、月に2回以上は土曜日及び日曜日を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）を配慮すること。また、高等学校入学年次に運動部活動による事故等が急激に増えることを踏まえ、さらに文化部活動においても、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意し、新入部員は中学校の休養日の設定基準を一定の期間適用するなど、生徒の発達段階や練習内容への適応の度合い等を考慮した計画を立てること。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

(2) 活動時間

ア 1日の活動時間を、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とすること。ただし、「入学者選抜を経て進学していること」「心身の発達が進んでいること」「各学校で多様な教育が行われていること」など中学校と異なる点や、強化指定が行われている部活動があることなどから、学校や地域の実情、競技・分野特性、生徒の発達段階、競技レベル等に応じ、週当たりの活動時間が16時間^①を超えないことを目安として、校長の承認のもと最適な活動時間を設

① 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

定することもできる。

その際は、生徒が怪我、バーンアウトすることがないようにし、短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう計画を立てること。

イ 学校や地域、部活動の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないよう見通しを持って活動計画を立て、生徒が休養を十分にとることができるようにすること。

(3) 支援・指導、実施の徹底等

ア 長崎市教育委員会は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、「国の総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市立学校については長崎市教育委員会が策定した方針に則り、県立学校については本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、生徒の部活動に対する意欲の向上にも配慮し、学校や地域の実情を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備に努める。

【例】運動部活動

- ・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ・競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動
- ・体力づくりを目的とした活動

- ・生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動 等

【例】文化部活動

- ・体験教室やレクリエーション的な活動
- ・文化芸術の自主探求的な活動
- ・年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動
- ・地域連携と全世代参加型の活動 等

イ 県教育委員会及び市町教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるように配慮することに努める。

5 大会・コンクールの在り方

大会等の参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動の参加者を含め、スポーツ・文化芸術活動等に関わる生徒たちが、活動の成果発表の場である大会やコンクール等に安全・安心に参加できるように、県・市町・大会等の主催者の取組などを示す。

※詳細については、国の総合的なガイドラインを参照。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

	取組・取組例
県	<p>【取組】</p> <p>① 地域クラブ活動や複数校合同チームなどが円滑に大会等に参加できるように、中学校の生徒を対象とする大会等の主催者と調整を図る。また、いわゆる県またぎや市町またぎの場合については、必要に応じて、県や市町、大会等の主催者、関係団体等との協議の場を設ける。</p> <p>② 部活動から参加する場合と同様に、地域クラブ活動から大会等に参加する場合も、学校を出席扱いとできる制度の整備と運用を行う。 等</p>
市町	<p>【取組例】</p> <p>① 地域クラブ活動の参加生徒に対する、大会等の開催地までの交通費・宿泊費の支援等についての検討</p> <p>② 部活動から参加する場合と同様に、地域クラブ活動から大会等に参加する場合も、学校を出席扱いとできる制度の整備と運用 等</p>
大会等の主催者	<p>【取組例】</p> <p>○ 大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チームなどの円滑な大会等の参加に向けた、大会参加規程の検討 等</p>

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

	取組・取組例
県	<p>【取組】</p> <p>① 部活動における外部指導者の引率については、他県の先進事例を参考に今後検討する。</p> <p>② 大会運営に従事する教師等のサービス上の扱いや兼職兼業の許可については、適切なサービス監督、サービス管理ができるよう整備する。 等</p>

市町	【取組例】 ○ 大会運営に従事する教師等に対する適切なサービス監督、サービス管理の実施 等
大会等の主催者	【取組例】 ① スポーツ・文化芸術団体等へ外部委託するなど、持続可能な運営体制の構築 ② 地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画促進 等

3 生徒の大会等の安全確保

生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な大会等の開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施すること。

	取組例
大会等の主催者	① 参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば原則として空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける ② 夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値などの設定 ③ 天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先にした対応 等

4 県大会をはじめとする大会等の在り方

	取組例
大会等の主催者	① 発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、本方針の趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等の見直し ② 大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提とした、種目・部門・分野ごとの適正回数の精選 ③ 生徒・保護者・指導者の負担や実情を踏まえた、適切な大会規模・日程等の検討【原則、家庭の日（毎月第3日曜日）に大会等の開催を行わない】

	④ スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会等や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会等、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会等を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するようなリーグ戦の導入などの工夫の検討・実施 等
--	---

- ・ 県中体連、県中文連及び郡市町中体連並びに、県・市町教育委員会は、県教育委員会が定めた「学校単位で参加する大会等の見直しについて」（平成31年1月23日付、30教体第405号及び令和元年9月11日付、31教文第565号）に則り、部活動が参加する大会数の上限の目安等を定めること。
- ・ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、県中体連及び郡市町中体連並びに県・市町教育委員会が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度としないことを考慮して、参加する大会等を精査すること。
- ・ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意すること。

6 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

	取組・取組例
県	<p>【取組】</p> <p>① 国が示す手引き等を参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。</p> <p>② 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等を適切に実施し、検討して許可する。</p> <p>③ 学校の設置者及び校長が、教師等が兼職兼業で地域のスポーツ・文化芸術団体等の指導者として従事する労働時間等を把握・管理し、当該教師等の健康への配慮ができるよう、適宜、指導助言を行う。</p> <p>④ 市町が認定する「認定地域クラブ活動」については、公的な性質を有する活動であるため、学校運営等に支障がない限り、積極的に許可を行うよう推進する。</p> <p>⑤ 中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教師）、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境の整備を検討する。等</p>
市町	<p>【取組例】</p> <p>① 地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるための規定や運用の改善</p> <p>② 兼職兼業の許可をする際の本人への確認事項や配慮事項の整理、運用方法の策定等の整備</p> <p>③ 地域クラブ活動の運営主体・実施主体との連携による、兼職兼業を行う教師等の勤務時間等の把握など、適切な労務管理体制の構築</p> <p>④ 従事を希望する地域クラブ活動の所在地と、勤務校の所在市町が異なる場合など、本人の希望を踏まえ、他市町との連携が必要となる場合の適切な体制の構築</p> <p>⑤ 国が示す規定等のひな型を参考にした、速やかな関係規定等の整備 等</p>
地域クラブ活動の 運営団体・実施主体	<p>【取組例】</p> <p>① 教師等の服務監督者の方針等に基づき、本人の意向を踏まえた、継続的・安定的な指導者確保の仕組みづくり</p> <p>② 厚生労働省のガイドラインも参考にし、教師等の服務監督者と連携して、それぞれで勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理を行う体制構築 等</p>

2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等

	取組
県	<p>① 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日中央教育審議会）」に示されている部活動に関する内容を踏まえ、教師の採用や人材配置において、部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないようにする。</p> <p>② 初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、学習指導要領の次期改訂を含む国の動向を踏まえ、部活動指導に関する取扱いを検討する。 等</p>

3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ等の取扱い

	取組
県	<p>○ 高等学校入学者選抜における学校部活動と地域クラブ活動の取扱いに差異が生じることがないような運用方法等を検討する。 等</p>

「長崎県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針及び学校部活動の在り方」の位置づけ

令和8年3月 長崎県教育委員会

